

# 予防接種 …こどもの予防接種 …大人の予防接種

◆健康増進係 ☎0289-63-8311

## こどもの予防接種

### <定期予防接種>

予防接種の種類	法律の対象年齢	接種方法・回数【標準的な接種期間】		通知時期	
五種混合 (インフルエンザ菌・ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風) 4月1日から定期接種	生後 2か月～90か月 (7歳半)未満	第1期初回	20日以上の間隔をにおいて3回		
		第1期追加	初回終了後、6か月以上の間隔をにおいて1回		
ヒブ※ (インフルエンザ b菌)	生後 2か月～60か月 (5歳)未満	接種開始時期	【生後2か月～7か月未満】	初回：27日以上の間隔で3回(生後12か月までに実施) 追加：初回終了後、7か月以上の間隔で1回	<b>初回接種</b> 誕生月の翌月末  <b>追加接種</b> 1歳を迎える頃
			生後7か月～12か月未満	初回：27日以上の間隔で2回(生後12か月までに実施) 追加：初回終了後、7か月以上の間隔で1回	
			1歳以上	1回	
四種混合※ (ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風)	生後 2か月～90か月 (7歳半)未満	第1期初回	20日以上(標準的には20日～56日)の間隔をにおいて3回 【生後2か月～12か月の間】	※五種混合を接種するお子さんは、ヒブと四種混合を接種する必要はありません。	
		第1期追加	初回終了後、6か月以上の間隔をにおいて1回 【初回終了後、1年～一年半後の間】		
小児用肺炎球菌	生後 2か月～60か月 (5歳)未満	接種開始時期	【生後2か月～7か月未満】	初回：27日以上の間隔で3回(生後24か月までに実施) ※2回目の接種が生後12か月を超えた場合は3回目の接種はしない 追加：初回終了後、60日以上あけて生後12か月以降に1回	
			生後7か月～12か月未満	初回：27日以上の間隔で2回(生後24か月までに実施) 追加：初回終了後、60日以上あけて生後12か月以降に1回	
			1歳～2歳未満	60日以上の間隔で2回	
			2歳以上	1回	
B型肝炎	1歳未満	3回：1回目と2回目の間は27日以上の間隔 1回目と3回目の間は139日(20週)以上の間隔【生後2か月～9か月の間】		誕生月の翌月末	
ロタ	生後6週0日～24週0日まで	1価ワクチン	27日以上の間隔をにおいて2回経口投与 【生後14週6日までに実施することが望ましい】	誕生月の翌月末	
	生後6週0日～32週0日まで	5価ワクチン	27日以上の間隔をにおいて3回経口投与 【生後14週6日までに実施することが望ましい】		
BCG	1歳未満	1回【生後5か月～8か月の間】		生後5か月を迎える頃	
水痘	1歳～3歳未満	3か月以上あけて2回 【生後12～15か月に1回目接種、その後6～12か月の間隔をにおいて2回目接種】		1歳を迎える頃	
麻しん風しん(MR)	第1期：1歳～2歳未満で1回			1歳を迎える頃	
	第2期：小学校就学前の1年間(4月1日～3月31日)で1回			年長児相当4～5月頃	
日本脳炎	生後 6か月～90か月 (7歳半)未満	第1期初回	6日以上(標準的には6日～28日)の間隔をにおいて2回【3歳】	3歳を迎える頃	
		第1期追加	初回終了後から6か月以上(標準的にはおおむね1年後)の間隔をにおいて1回【4歳】	4歳を迎える頃	
	9歳～13歳未満	第2期	1回【9歳】	9歳を迎える頃	
特例対象者	平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、合計4回の接種が未完了の場合は20歳未満まで定期接種として接種できます。			18歳(高校3年生)の2期の対象者に4～5月頃	
二種混合	11歳～13歳未満	第2期	1回【11歳から12歳未満までに1回接種】	小学6年生の4～5月頃	
子宮頸がん	小学6年相当～高校1年相当の女子	2価ワクチン	1か月の間隔をにおいて2回接種。1回目から6か月の間隔をにおいて3回目接種【13歳】	中学1年生の女子に4～5月頃	
		4価ワクチン 9価ワクチン	2か月の間隔をにおいて2回接種。1回目から6か月の間隔をにおいて3回目接種【13歳】 ※9価ワクチン1回目の接種を15歳未満で受ける場合は、6か月間隔をにおいて2回目接種		
キャッチアップ接種対象者	平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの女性で合計3回の接種が未完了の場合は、令和7年3月31日まで定期接種として接種できます。				

### <任意予防接種>

子どものインフルエンザ	生後6か月～小学校就学前、 中学3年、高校3年 相当年齢	2回 (13歳以上は 1回)	費用の一部を助成します。自己負担がありますので、ご注意ください。 助成期間：令和6年10月1日～令和7年2月末日
-------------	------------------------------------	----------------------	---